

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

厚生労働省は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、公表しました。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したもので、その結果、3,718事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、約半数にあたる2,311事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

厚生労働省では今後も、月100時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていくとしています。

【重点監督の結果のポイント】

- 1 重点監督の実施事業場：5,031事業場 このうち、3,718事業場（全体の73.9%）で労働基準関係法令違反あり。
 - 2 主な違反内容 [1 のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - (1) 違法な時間外労働があったもの・・・2,311事業場(45.9%)
 - うち、時間外労働(※1)の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 月100時間を超えるもの・・・799事業場(34.6%)
 - うち月150時間を超えるもの・・・153事業場(6.6%)
 - うち月200時間を超えるもの・・・38事業場(1.6%)
 - (2) 賃金不払残業があったもの・・・509事業場(10.1%)
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの・・・675事業場(13.4%)
 - 3 主な健康障害防止に係る指導の状況 [1 のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの・2,977事業場(59.2%)
 - うち、時間外労働を月80時間(※2)以内に削減するよう指導したもの・1,772事業場(59.5%)
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの・1,003事業場(19.9%)
- ※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。
 ※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【指導事例（一部）】

- 道路貨物運送業：長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、労災請求者に対し6か月連続で月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、深夜業に従事する場合の健康診断を実施していなかったもの
- 飲食業：同系列の2店舗において、36協定の締結や届出なく、最も長い労働者で月120時間を超える違法な時間外労働や休日労働を行わせ、さらに、休日労働や深夜労働に対する割増賃金を一切支払わず、賃金台帳に時間外労働時間数などを記入していなかったもの
- 旅館業：36協定の労働者の過半数代表者を適正に選任していなかったほか、最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、休憩時間を一律に30分単位で切り上げて扱うことで法定の休憩時間を与えていなかったもの
- 製造業：7割を超える労働者に36協定の特別条項で定めた回数（年6回）を超えて違法な時間外労働を行わせ、かつ、6割を超える労働者について、月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い者は月約160時間）を行わせていたもの
- 情報処理サービス業：長時間労働などを原因とする労災請求（精神障害を発病）があった事業場において、10名を超える労働者について月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約160時間）を行わせ、かつ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの
- 小売業：長時間労働などを原因とする労災請求（精神障害を発病）があった事業場において、複数の労働者に対して36協定の上限時間である140時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約180時間）を行わせ、かつ、衛生委員会の構成員に労働者を代表する者を参加させていなかったもの